

東川町農業委員会委員の推薦・募集のご案内

現農業委員の任期が令和8年7月19日で満了になることから「農業委員会等に関する法律」に基づき、新たな農業委員の選出を行います。

なお、**農業委員の選出方法は、町長が議会の同意を得て任命する方法になります。**

このたび「**農業に関する識見を有し、農地等の利用最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者**」の推薦及び応募を行います。

具体的な業務と募集方法につきましては、次のとおりです。

1 農業委員の業務

- (1) 農地法の権限事務について審査及び決定を行います。
 - ・農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。
- (2) 農地等の利用の最適化の推進を実施します。(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)
- (3) 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務を実施します。
- (4) 農業一般に関する調査及び情報提供の事務を実施します。
- (5) 農業利用最適化推進員の業務を兼務します。(担当地区において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動)

2 推薦及び募集、農業委員数について

東川町農業委員会の委員の選任に関する規則第2条第2項に規定する推薦委員の定員は下記のとおりです

- (1) 町内の地域からの推薦 8名
 - 第1地区 2名、第2地区 2名、第3地区 1名、
西部地区 1名、東部地区 2名
 - ・代表者が文書をもって推薦します。
- (2) 農業関係団体等からの推薦 3名
 - 東川町農業協同組合 1名、東和土地改良区 1名
北海道農業共済組合 1名
 - ・代表者又は管理者が文書をもって推薦します。
- (3) 募集 1名
 - ・推薦人3名が連名し、文書をもって応募します。

3 推薦及び募集の資格

- (1) 東川町に住所を有する者を基本とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
- (2) 東川町が設置する執行機関等(農業委員会を除く。)の委員でない者
- (3) 東川町の常勤職員でない者

(4) 法第8条第4項各号に該当しない者

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

4 届出書類

該当する次の書類に必要な事項を記載して、東川町農業振興課へ提出してください。

届出の種類	届出書類名	添付書類
地区推薦	東川町農業委員会委員推薦書 (地域)(別記様式第1号)	・宣誓書 (別記様式第4号) ・住民票抄本
団体推薦	東川町農業委員会委員推薦書 (団体等)(別記様式第2号)	
募 集	東川町農業委員会委員応募申込書 (別記様式第3号)	

※募集案内及び届出書類は東川町ホームページからダウンロードできるほか、東川町農業振興課の窓口に備え付けています。

5 届出書類の提出

東川町農業振興課へ直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。

【提出先】 〒071-1492 東川町東町1丁目16番1号
東川町農業振興課 農林業振興室

6 推薦及び募集の期間

令和8年4月1日(水)から令和8年5月15日(金)まで(必着)
(午前8時30分～午後5時15分まで受付。 ※土・日・祭日は除く。)

7 情報の公開

推薦・募集期間の中間及び終了後、東川町役場掲示板及び東川町ホームページに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者の数
- (2) 募集に応募した者の数
- (3) 推薦を受けた者及び募集に応募した者の氏名、職業及び年齢

8 任命方法

東川町農業委員選定委員会の意見の報告を受け、東川町長が議会の同意を得て任命します。

9 農業委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

10 お問い合わせ

〒071-1492 東川町東町1丁目16番1号
東川町農業振興課 農林業振興室・東川町農業委員会事務局
電話 0166-82-2111
FAX 0166-82-3644

